

5 水域別上乘せ排水基準

水質汚濁防止法第3条第3項では、法で定める排水基準に代えて、都道府県知事がより厳しい許容限度を定める排水基準を条例で定めることができるとされている。福岡県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和48年3月31日福岡県条例第8号)」により、県の全域を別表1のように区分して排水基準を定めている。

別表1 上乘せ排水基準の適用範囲

区域の名称	範囲	排水基準
瀬戸内海水域	山国川及び山国川河口左岸から北九州市若松区妙見崎灯台に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域	別表2
大牟田水域	隈川及び隈川河口左岸から福岡県と熊本県の境界線に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域	別表3
博多湾水域	福岡市東区大字勝馬2115番地先北端と同市西区大字西浦2467番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域	別表4
遠賀川・筑後川 ・矢部川水域	遠賀川、筑後川及び筑後川左岸から隈川右岸に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域	別表5
筑前海水域	北九州市若松区妙見崎灯台から福岡県と佐賀県の境界線に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域(博多湾水域並びに遠賀川及びこれに流入する公共用水域を除く)	別表6

備考 この表に掲げる区域は、昭和63年12月1日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。